

上尾市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 2 5 日

上尾市公平委員会委員長 根岸 遼

上尾市公平委員会規則第 1 号

上尾市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

上尾市管理職員等の範囲を定める規則（昭和 4 1 年上尾市公平委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項中「課長」を「課長 所長」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「、証明書発行センター」を削り、同表 2 の項中「保育所」を「こども保健センター、保育所」に、「保健センター」を「健康保健センター」に改め、同表 3 の項中「子ども家庭総合支援センター、発達支援相談センター」を「こども発達センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。